

国立大学法人鳴門教育大学総務委員会規程

平成22年3月24日

規程第11号

改正 平成22年7月14日規程第84号

平成24年3月19日規程第14号

平成26年3月24日規程第12号

平成29年3月8日規程第25号

平成31年3月13日規程第5号

令和元年11月27日規程第93号

(設置)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学（以下「法人」という。）に、円滑な大学運営を行うため、国立大学法人鳴門教育大学総務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 専攻長
- (5) 附属学校部長
- (6) その他学長が指名する者 若干人

(任期等)

第3条 前条第6号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 法人の運営に関し重要な事項（教育研究に関する事項を除く。）
- (2) 施設及び設備に関する事項
- (3) 内部質保証に関する事項
- (4) その他学長が必要と認める事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見

を述べさせることができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会に、特定の事項を調査検討させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務部総務課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 国立大学法人鳴門教育大学評価委員会規程(平成16年規程第88号)及び国立大学法人鳴門教育大学改革推進委員会規程(平成16年規程第90号)は、施行日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成22年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。